2. 佐賀県医師国民健康保険組合

佐賀県医師国民健康保険組合は国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、この組合の被保険者の国民健康保険を行うことを目的とする。

◇ 被保険者の資格

- 1) 医師組合員:佐賀県医師会会員である医師で地区内に住所を有する者。
- 2) 従業員組合員: 医師組合員が開設者又は管理者である医療機関又は福祉施設に勤務する医師以 外の者。
- 3) 家 族: 医師組合員及び従業員組合員の世帯に属し、同一生計である75歳未満の家族。
- 4) 後期高齢者組合員:本組合の医師組合員が75歳になった時点で、組合員資格のみ継続された方。

※本組合の地区…佐賀県及び福岡県(福岡市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、筑紫野市、大野城市、太宰府市、うきは市、糸島市、筑紫郡那珂川町、三潴郡大木町、八女郡広川町)、長崎県(長崎市、佐世保市、諫早市)

尚、健康保険法により、常時5人以上の従業員を有する個人医療機関及び法人医療機関(1人法人を含む)は、社会保険(政府管掌の健康保険並びに厚生年金保険)の強制適用事業所となるが、医師国保の被保険者資格の継続の希望があれば、健康保険法の規定に基づく適用除外の申請により、従前どおり医師国保の被保険者として残ることができる。ただし、厚生年金保険には加入しなければなりません。

(備考) 平成29年3月末現在医師国保被保険者数

医師組合員 524名 医師家族 879名 従業員組合員 330名

従業員家族 45名 合 計 1,778名

◇ 保険料(月額)

①一般保険料

1) 医師組合員 (均等割) 10,000円

(所得割) 前々年の課税所得額より300万円を控除した額の2.2/1000

額(100円未満切捨)とする。但し、月額33,000円をこえる

ことは出来ない。

2) 家族 6,500円

但し、医師の資格がある者については、1)の医師組合員と同額の保険料

とする。

3) 従業員組合員 7,000円

②介護保険料 4,000円…40歳以上65歳未満の全被保険者の方に対し徴収。

③後期高齢者支援金保険料 3,800円…0歳以上75歳未満の全被保険者の方に対し徴収。

④後期高齢者組合員保険料 2,000円…75歳以上の組合員資格を継続された後期高齢者組合員に対し徴収。

◇ 事業

1. 保険給付

1) 療養の給付 医師組合員 入院7割 外来7割

家族 入院7割 外来7割

従業員組合員 入院7割 外来7割

2) 出産育児一時金の支給 1児 404,000円 (但し、産科医療保障制度加入の医療機関での出

産については、420,000円。)

3) 葬祭費の支給 医師組合員 100,000円 家族・従業員組合員 50,000円

4) 傷病手当金の支給 医師組合員が、就業不能と認められた日から起算して15日目より365 日を限度として日額5,000円を支給。発病後、傷病手当金の受給なく

日を限度として日額5,000円を文給。発病後、傷病手当金の受給なく 死亡した場合は、傷病見舞金を支給する。365日の給付期間満了後3

年を経過した場合は再支給する。

2. 保健事業

1) 40歳以上の被保険者に対する特定健康診査・特定保健指導を実施する。

2) 健康管理事業として医師組合員とその配偶者、及び40歳以上の家族、従業員組合員、後期高齢者組合員に対し血液検査を実施する。併せて、40歳以上の特定健康診査対象者については、問診、計測(身長・体重・BMI・腹囲)、診察、血圧、検尿を追加健診項目として実施する(追加健診項目については、各組合員の協力を得て無償で実施頂く)。検査機関は佐賀県健康づくり財団、唐津東松浦医師会医療センターで実施する。

3) 医師組合員とその配偶者が総合的健康診断のために受ける精密検査(人間ドック)に対しその 費用の1/2を助成する。但し、限度額は20,000円。(1年度1人1回に限る。)

尚、医師国保では、偶数月の第三日曜日に医師国保日曜人間ドックを、佐賀県健康づくり財団において実施しているのでご利用いただきたい。(都合により実施日の変更あり。)又、平日受検も随時受け付けているので、お申し出いただきたい。検査機関は佐賀県健康づくり財団、唐津東松浦医師会医療センター、武雄杵島地区医師会検診センター。

- 4) 歩こう会の開催。
- 5) 75歳以上の後期高齢者組合員が死亡された場合に死亡見舞金10万円の支給を行う。

◇ 個人情報保護法への対応

佐賀県医師国民健康保険組合では、平成17年4月1日付けで全面施行された「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」に関し、厚生労働省より、国保組合については個人情報保有数など、その規模に関係なく、国保組合が取り扱う個人情報の性質や利用方法等などから、特に適切な取扱の確保に取り組む必要があるとして、ガイドライン等が示されている。これを受け、個人情報保護に関する基本方針・規則等を作成することとし、平成17年度理事会において対応を決定した。

平成17年4月1日付けで適用することとなった「佐賀県医師国民健康保険組合個人情報保護方針」「佐賀県医師国民健康保険組合における個人情報の利用目的」は、医界佐賀平成17年8月1日号及び佐賀県医師会ホームページ佐賀県医師会福祉課からのお知らせ「医師国保組合の概要」に掲載している。

◇ 法令遵守(コンプライアンス)体制の整備について

全国建設工事業国保組合における無資格加入問題等が発生したことから、厚生労働省より、組合に対し、法令遵守(コンプライアンス)体制の整備が求められている。本組合では、規約を改正し、コンプライアンス担当理事の選任、法令遵守体制の整備に関する基本方針、基本方針に沿った具体的な実践計画、実践計画に基づいたコンプライアンス・マニュアルを作成した。平成23年3月17日の組合会において議決された「佐賀県医師国民健康保険組合法令遵守(コンプライアンス)体制の整備に関する基本方針」、「平成25年度佐賀県医師国民健康保険組合法令遵守(コンプライアンス)のための実践計画」、「平成25年度佐賀県医師国民健康保険組合コンプライアンス・マニュアル」は、佐賀県医師会ホームページ佐賀県医師会福祉課からのお知らせ「医師国保組合の概要」に掲載している。

3. 株式会社佐賀医協

◇ 設立年月日

昭和58年3月24日(登記日 昭和58年3月25日)

◇ 目的

当会社は下記の事業を営むことを目的としています。

- 1) 損害保険代理業務
- 2) 生命保険料の集金代理業務
- 3) 生命保険の募集に関する業務
- 4) 医療機械器具の販売並びに斡旋業務
- 5) 前各号に附帯する一切の事業

◇ 損害保険代理業務(引受保険会社:損害保険ジャパン日本興亜株式会社)

- 1. 主な商品
 - 1) 医師賠償責任保険 医療上の事故や建物、設備・使用管理上の事故を担保。
 - 2) 所得補償保険 病気やけがで医師の治療を要し、休診された場合や入院、自宅療養をされた時担保。
 - 3) 代診費用補償保険 診療継続のための代診医師雇入費用を担保。
 - 4) ゴルファー保険

第三者に対する賠償責任、ゴルファー自身の傷害、ゴルフ用品の損害、ホールインワン費用等 を担保。

その他、火災、自動車、傷害や年金等、貯蓄性ある、積立保険等も取り扱っています。

◇ 生命保険代理業務(引受保険会社:損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社)

- 1. 主な商品(開業医の先生方へ特にお勧め)
 - 1) 家族のお守り < 無配当 無解約返戻金型収入保障保険 >

先生が万一の時に、お給料のように毎月の生活費を受け取れる保険で、お子様がいるご家庭に最適です。またオプションを付けることにより三大疾病で所定の状態になられた場合に保険料のお払込みが免除になったり、生活費をサポートする特定疾病年金を2年間毎月受け取ることができます。さらに5年ごとに保険料が下がるプランや、喫煙状況・健康状態などにより保険料が割安になるチャンスもあり、家計にやさしい保険です。

2) 一生のお守り < 無配当 低解約返戻金型終身保険 >

もしもの時の死亡保障は一生涯で、保険料払込期間中の解約返戻金を無配当終身保険の70%とすることにより、保険料は無配当終身保険と比べ割安です。また、「低解約返戻金期間」満了後の解約返戻金は、無配当終身保険と同水準になります。また、特約を付けることで、三大疾病で所定の状態になった場合には、以後の保険料のお払込みが免除されます。

※対象にならない場合もありますので、パンフレット等でご確認ください。

3) 定期保険<無配当定期保険>

お手頃な保険料で大きな保障が確保できます。また、健康状態にかかわらず90歳まで自動更新 可能です。

この他、自由な保険設計が可能です。なお、最近のコンピュータの導入により、現在ご加入の生命保

険の内容分析・診断・提案ができるようになっておりますので、生損保への加入をお考えになられている先生には、お気軽に(株)佐賀医協へ(佐賀県医師会メディカルセンター内 TEL 0952-33-1414)ご相談下さい。

以上の生損保販売の他に医療器械機具等の販売、並びに斡旋業務を行っております。

お知らせ

現在、㈱佐賀医協では、㈱リスクマネジメント・ラボラトリー社と正式提携を行い、会員の皆様に向けに保険に関する情報提供サービスを無料で行っています。また、医業経営に焦点を当てた、「奥様医業経営塾」を継続的に開催しています。ご興味がありましたら、お気軽にご連絡ください。

4. 日本医師会年金

日本医師会では、会員福祉事業の一環として、昭和43年に日本医師会年金制度を発足し、47年余が経過しました。現在約38,800人の加入者と約5,000億円の資産を有するわが国でも有数の私的年金となっています。

また、平成25年4月より、保険業法に則った認可特定保険業として再スタートいたしました。

◇ 制度の特色

1. 積立型の私的年金です。

「医師のための医師による制度」として、医師年金ならではの利便性を備えています。

- 2. 勤務医、開業医が法人化しても医師年金は継続が可能です。
- 3. 保険料は、ご希望の年金額を受けるため、自由に設定・変更が可能です。
- 4. 65歳をすぎても現役の先生は、年金の受取を75歳まで延長できます。
- 5. 年金の受取が始まる時に、年金の受取コースの自由な選択ができます。
- 6. 事務手数料は1回の保険料払込(基本年金保険料+加算年金保険料)に対して0.25%と少額です。

◇ 制度の内容

1. 加入資格

日本医師会会員で、満64歳6ヶ月未満の方です。但し、新規加入の受付は、加入資格満了の2ヶ月前までです。また、年金の受給権が発生する満65歳までは、本会(日医)の会員であることが条件です。会員の種別は問いません。

2. しくみ・保険料

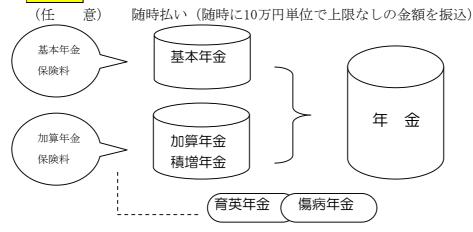
基本年金と加算年金の組み合わせによりライフサイクルに合わせて将来の生活設計をお考えいただけます。

基本年金・・・ 月払い (毎月末12,000円の口座振替)

(全員一律) 年払い (毎年10月に138,000円の振込又は口座振替。ただし、加算年金保険 料の月払いを伴う場合は、口座振替)

> 一括払い(65歳までの基本年金保険料を一括して振込。ただし、加算年金保 険料の月払いを伴う場合は、口座振替)

加算年金・・・ 月払い (6,000円の整数倍で上限なしの金額を毎月末口座振替)



日本医師会ホームページでは、「受取年金額」をシミュレーションすることができます。

アドレス: http://www.med.or.jp/nenkin/index.html

3. 給付

- 1) 年金の計算利率は、現在年率1.5%で計算されています。
- 2) 受給開始 満65歳(原則)です。延長もできます(1年単位で満75歳になる月の前月まで)。 満56歳以上で、3年以上加入期間があれば、65歳未満でも減額年金を受給できます。
- 3) 受給期間 15年保証期間付の終身年金(原則)

ご本人は一生涯(終身)年金を受給できます。万一ご本人が受給開始後15年以内に 死亡した場合、残りの期間同額の年金をご遺族に支給します。

※ 加算年金は、積み立てた年金全額を一定期間内(5.10.15年間)に受給することもできます。

4) その他

中途で死亡したときは

受給前に死亡 (加入者)	遺族脱退一時金	払込保険料と利息相当額を遺族に支給されます。
受給開始後に死亡		年金の残余給付期間、ご遺族に同額の年金を支給されます。 遺族年金に代えて一時金も選択できます。

加算年金の全部又は一部を取崩し、受取ることができます。

 育 英 年 金 受取り期間は、4・7・10年間より選択となります。

 傷 病 年 金 受取り期間は、2・3・4・5年間より選択となります。

年金に代えて、一時金としても受取ることができます。

(10万円単位・但し脱退利率の適用あり)

4. 申込手続

- 1) 「医師年金加入申込書」に所定の事項を記入のうえ、本会又は日医へ提出して下さい。
- 2) 加入は随時受け付けています。

◇ 医師年金の税金の取扱い

- 1. 保険料は所得控除の対象になりません。
- 2. 年金(育英年金、傷病年金を含む)は保険料相当額を差引いた金額(利息分)が「雑所得(その他)」になります。
- 3. 遺族年金の受給権は「みなし相続財産」として相続税の課税対象になります。 次のいずれか多い金額
 - (ア) 遺族一時金を選択できる場合、その遺族一時金額
 - (イ) 1年当たりの給付額に残存期間及び予定利率による複利年金現価率を乗じた金額 また、遺族年金受給開始後の利息相当額については所得税(雑所得(その他))が課税されます。
- 4. 遺族脱退一時金及び遺族清算一時金は全額が「みなし相続財産」として相続税の課税対象になります。
- 5. 脱退一時金は保険料相当額を差引いた金額(利息分)が「一時所得」となります。

◇ 制度からの脱退について

加入者が、やむを得ず医師年金を脱退する場合、制度を脱退することができます。(ただし、年金 受給者は脱退することができません。)

加入者は満65歳未満で本会(日医)会員でなくなったとき、制度を脱退することとなります。 制度から脱退する場合には、脱退一時金が支払われます。その際の利率は、市中金利を参考に毎年 見直しが行われます。

◇ その他

遺族年金、遺族一時金、脱退一時金は積立期間によっては払込保険料を下回ることがあります。

◇ 日本医師会年金における個人情報保護法への対応

日本医師会年金における個人情報は日本医師会個人保護規程に基づき、保護されております。詳細につきましては、日本医師会ホームページ、「日本医師会個人情報保護規定」 (http://www.med.or.jp/japanese/members/info/kojin/rules.html) をご覧下さい。

5. その他

◇ 日本医師・従業員国民年金基金

国民年金基金とは、国民年金(基礎年金)に加入している方のための公的な「上乗せ年金」です。 国民年金基金には、職能型と地域型があり、職能型は全国の業種単位で設立され、地域型は都道府 県ごとに設立されています。日本医師・従業員国民年金基金は、医師や従業員のために、日本医師会 が母体となり設立された職能型基金です。

税制上の優遇措置があります。掛金は全額社会保険料控除の対象となり、所得税、住民税が軽減されます。お受け取りになる年金には、公的年金等控除が適用となります。

1. 加入資格

- 1) 国民年金基金は、これまで国民年金の保険料を納めている20歳以上60歳未満の方が加入できる制度でしたが、国民年金法の一部改正により、平成25年4月1日から国民年金に任意加入されている60歳以上65歳未満の方も国民年金基金に加入できるようになりました。(特定加入)尚、60歳までの制度にご加入されている場合も新たにお申込みが必要です。
- 2) 国民年金の第1号被保険者で保険料を免除されたり滞納していない方。[厚生年金(一人医師 医療法人や勤務医の方等)や共済組合(国公立病院等に勤務の方)の組合員はできません。]
- 3) 診療所、病院、老人保健施設等医業に従事している医師・従業員。(日医会員以外の方や配偶者、 子女等の家族従業員も加入できます。)
- 4) 地域型基金等の他の国民年金基金に加入していない方。

2. 毎月の掛金

- 掛金の払込は60歳までです。(60歳以上の特定加入の方は、65歳(64歳11か月まで)までです。
- 2) 掛金額は加入コース、加入口数および加入時の年齢、男女別によって決まります。
- 3) 掛金は、ご指定の金融機関又は郵便局から自動引き落としされます。
- 4) 掛金の上限は、月額68,000円です。
- 5) 掛金の増口・減口が可能です。(増口するときの掛金額は、増口申出時の年齢の掛金となります。)
- 6) 前納及び一括納付ができます。

3. 年金の給付

- 1) 年金は、65歳1月分より終身(生涯にわたり)受け取ることができます。
- 2) 年金額は加入口数とその掛金の納付期間により決まります。
- 3) 掛金負担者と年金受取人が異なる場合は、年金受取り開始時の「年金を受取る権利」(受給権評価額)が贈与税の対象となります。

基金が解散した場合のお取扱いについて

国民年金基金は公的な制度として、国民年金法に基づきその設立から運営について厚生労働省から指導、監督を受け、代議員会での議決を経て運営されております。また基金の財政状況を毎年チェックし健全な運営に努めております。基金の財政状況は決算書に記載されていますので、随時閲覧できます。仮に当基金が解散した場合は国民年金法に基づき、基金の解散時点での残余財産額を加入者で分配することとなっており、それまで支払われた掛け金額を下回ることもありますが、国民年金基金連合会へ移管して将来年金として受取ることができるような措置を講じております。

日本医師・従業員国民年金基金の個人情報保護法への対応

日本医師・従業員国民年金基金では、「個人情報保護宣言」を策定されております。日本医師・従業員国民年金基金ホームページ(http://www.jmpnpf.or.jp)をご覧下さい。